

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年4月6日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人市民の生活権利擁護京都カプスサポートセンター

(2) 代表者の氏名

富之浩

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区東九条南河辺町85番地3 京都府行政書士会館内

(4) 定款に記載された目的

この法人は地方自治体等と協力し、市民の生活、福祉、権利等さまざまな相談を行い、あわせて環境保全、まちづくりに関する政策提言を行うことによって、市民の利益の擁護及び生活の安定並びに社会発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年3月12日

(文化市民局地域自治推進室)